

平成 7 年度 社会保障費

国立社会保障・人口問題研究所 総合企画部
勝又幸子・山田篤裕・磯崎修夫

この社会保障費は、ILO 基準に従い、国内の社会保障各制度の給付費とその財源について、平成 7 年度の決算をもとに推計し、平成 9 年度にまとめて公表したものである。

第 1 部 平成 7 年度社会保障給付費

I 社会保障給付費の範囲

1. 社会保障給付費の範囲は、ILO (国際労働機関) が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて決定されている。

ILO では、社会保障の基準を次のように定めている。すなわち、以下の 3 基準を満たすすべての制度を社会保障制度と定義する。

- ① 制度の目的が、治療的又は予防的医療を提供するもの、所得保障を行うもの、あるいは扶養家族に対して補足的給付を提供すること。
- ② 制度が法律によって定められ、それによって特定の個人に権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。
- ③ 制度が公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。

ただし、業務災害補償は、その責任が直接事業主に課せられているので、上記③を満たさないが、社会保障に含める。

上記の基準に従えば、社会保障制度として、

社会保険制度（雇用保険や労働者災害補償保険を含む）、家族手当制度、公務員に対する特別制度、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度、戦争犠牲者に対する給付などが含まれる。

社会保障給付費は、上記の ILO 基準に従い、国内の社会保障各制度の給付費について、毎年度の決算をもとに推計したものである。（統計表：表 1-7 「ILO 基準による平成 7 年度社会保障費用」参照）

2. 社会保障給付費の「医療」「年金」「その他」別分類は次のとおりである。

「医療」には、医療保険、老人保健の医療給付、生活保護の医療扶助、労災保険の医療給付、結核、精神その他の公費負担医療、保健所等が行う公衆衛生サービスに係る費用等が含まれる。

「年金」には、厚生年金、国民年金等の公的年金、恩給及び労災保険の年金給付等が含まれる。

「その他」には、生活保護の医療扶助以外の各種扶助、児童手当等の各種手当、施設措置費等社会福祉サービスに係る費用、医療保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、雇用保険の失業給付等が含まれる。

(2) 平成 7 年度社会保障給付費の対前年度伸び率は 7.0% であり、対国民所得比は 17.05% である。

(3) 国民 1 人当たり社会保障給付費は 51 万 5,500 円であり、1 世帯当たりでは 150 万 2,400 円となっている。

2. 年金保険給付費、老人保健(医療分)給付費、老人福祉サービス給付費、及び新設された高齢雇用継続給付費を合わせた高齢者関係給付費は、平成 7 年度には 40 兆 7,109 億円となり、社会保障給付費に対する割合は 62.9% である。

表 4 高齢者関係給付費

	平成 6 年度 億円	平成 7 年度 億円	対前年度伸び率 %
社会保障給付費	604,657 (100.0)	647,264 (100.0)	7.0
年金保険給付費	286,248	311,565	8.8
老人保健(医療分)給付費	77,804	84,525	8.6
老人福祉サービス給付費	9,066	10,902	20.3
高齢雇用継続給付費	—	117	—
計	373,117 (61.7)	407,109 (62.9)	9.1
	万人	万人	%
60 歳以上人口	2,491	2,610	4.8
65 歳以上人口	1,759	1,826	3.8
70 歳以上人口	1,136	1,187	4.5
75 歳以上人口	687	717	4.4

(注)

1. () 内は社会保障給付費に占める割合である。
2. 老人福祉サービス給付費は、施設福祉サービス関係給付費及び在宅福祉サービス関係給付費からなる。
3. 高齢雇用継続給付費は、60 歳から 65 歳までの継続雇用、再就職の促進を図る観点から、60 歳時点に比して賃金額が相当程度低下した状態で雇用を継続する高齢者に対し、60 歳以後の賃金額の 25% 相当額を 65 歳に達するまでの間支給するものである。本給付費は平成 7 年度より新規計上された。

表 1-1 つづき

年度	社会保障給付費							国民所得 (億円)
	計 (億円)	医療 (億円)	構成割合 (%)	年金 (億円)	構成割合 (%)	その他 (億円)	構成割合 (%)	
61 (1986)	385,822	151,170	39.2	187,863	48.7	46,789	12.1	2,711,297
62 (1987)	406,592	159,042	39.1	200,112	49.2	47,438	11.7	2,838,955
63 (1988)	424,492	166,409	39.2	210,698	49.6	47,385	11.2	3,013,800
平成元 (1989)	448,711	174,967	39.0	225,645	50.3	48,100	10.7	3,221,436
2 (1990)	472,047	183,495	38.9	240,648	51.0	47,905	10.1	3,457,391
3 (1991)	501,203	194,764	38.9	256,367	51.2	50,072	10.0	3,630,542
4 (1992)	538,164	209,395	38.9	274,013	50.9	54,756	10.2	3,690,881
5 (1993)	567,975	218,059	38.4	290,376	51.1	59,539	10.5	3,724,645
6 (1994)	604,657	228,725	37.8	310,084	51.3	65,849	10.9	3,730,348
7 (1995)	647,264	240,592	37.2	334,986	51.8	71,686	11.1	3,797,201

(注) 四捨五入の関係で総数が一致しない場合がある。

(資料) 国民所得は、昭和 29 年度以前は、経済企画庁「昭和 53 年版国民所得統計年報」、昭和 30-44 年度は、同「長期選及推計国民経済計算報告」、昭和 45 年度以降は、同「平成 9 年度版国民経済計算年報」による。

- (注) 1. 本表は ILO 事務局による「社会保障費用調査」の基準に従って算出したものである。
 2. 「老人保健」は、医療、特定被扶養費の支出及び老人保健施設施設被扶養費、老人訪問看護被扶養費に計上している。
 3. 国民年金は、福祉年金及び基礎年金を含む。
 4. 農業者年金基金等は、国民年金基金を含む。
 5. 公衆衛生は、結核医療等の公費負担医療を含む。
 6. 家族手当は、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。
 7. 四倍五入の関係で計に一致しない場合がある。0は百万円単位で四捨五入するとゼロであることを示す。
 8. 平成7年度より高齢者雇用継続給付と育児休業給付が新設されたため、前者を「11. 雇用保険」の「その他」の「現金給付」とし、後者を「11. 雇用保険」および各共済組合の「疾病・出産」の「現金」に計上した。

(備考) 社会保障費用の項目説明

1. 収入項目

- (1) 資産収入：利子、利息、配当金、施設利用料、貿易料、財産処分益、償還差益等。
 (2) 他制度からの移転・改府管掌健康保険が組合管掌健康保険及び国民健康保険から受ける日雇い報出金、国民健康保険が医療保険各制度から受ける退職者医療分にかかる療養給付費交付金、老人保健が医療保険各制度から受け取る基礎年金報出金、年金保険各制度が国民年金から受け取る基礎年金交付金、年金保険者各制度が制度間調整勘定から受け取る交付金等。

- (3) その他の収入：受取延滞金、損害賠償金、手数料、補助金、分担金、繰入金、繰越金、雑取入等。

2. 支出項目

- (1) 管理費：業務取扱費、事務費、事務所費、経務費、業務委託費、組合会費、旅費等。
 (2) 他制度への移転：医療保険各制度から日雇特例、退職者医療及び老人保健への報出金。年金保険各制度の国民年金に対する基礎年金報出金、国民年金の年金保険各制度に対する基礎年金交付金、年金保険各制度の制度間調整勘定への報出金等。
 (3) その他の支出：支払基金事務費、施設整備費、保健施設費、福祉施設費、寄附金、組合会費、保険料等還付金、負担金等。

第2部 平成7年度社会保障財源

I 社会保障財源の範囲

社会保障財源は、ILO基準では給付費の統計において推計された各制度の収入を8分類して示している。それらは、①拠出(被保険者), ②拠出(事業主), ③社会保障特別税, ④国庫負担, ⑤他の公費, ⑥資産収入, ⑦その他, ⑧他制度からの移転, である。

わが国の場合, ③社会保障特別税の項目にあたるものはないが, 諸外国(例: アメリカ・フランス)にはあるので, ILOの表では分類に含まれている。また, ⑧他制度からの移転, は収入の二重計算を防ぐために別掲してある。以下, 社会保障財源として挙げる数字は, この⑧他制度からの移転, を控除したものである。

④国庫負担には, 中央政府が支出する金額, すなわち国庫が負担している金額が計上される。⑤他の公費は, 都道府県と市町村が支出する金額の合計である。事業によって自治体の負担割合が決まっている場合と決まっていない場合があるが, その両方の費用を含む。⑥資産収入には, 利子・利息・配当金, また一部の制度については, 施設利用料・賃貸料・財産処分益・償還差益等がふくまれる。多額の積立金を有する制度(年金・雇用保険等)においては, 特にこの資産収入が大きい。⑦その他には, 受取延滞金・損害賠償金・手数料・分担金・繰入金・繰越金・雑収入等の残余の収入が含まれる。⑧他制度からの移転は, ある特

定の給付に対する負担を複数の保険者で分担している拠出金制度において, 他の保険者から受け入れる拠出金又は交付金である。これには, 医療保険制度関係では国民健康保険が受け入れる退職者医療に係る各保険者からの拠出金, 政府管掌健康保険が受け入れる日雇特別被保険者に係る拠出金, 老人保健の財源となっている各医療保険者が拠出する老人保健拠出金がある。また, 年金保険制度では, 国民年金の基礎年金勘定が受け入れる, 基礎年金相当分に係る各年金保険者からの拠出金, 厚生年金の制度間調整勘定が受け入れる各被用者年金保険からの拠出金がある。

II 7年度社会保障財源推計結果の概要

平成7年度の社会保障財源の総額は, 85兆709億円であり, 財源別では, 被保険者拠出が24兆4,146億円, 事業主拠出が26兆8,075億円, 国庫負担が16兆5,680億円, 他の公費負担が4兆2,218億円, 資産収入が9兆8,116億円, その他が3兆2,473億円となっている。

社会保障財源の構成割合をみると割合の大きい順に, 事業主拠出が31.5%, 被保険者拠出が28.7%, 国庫負担が19.5%, 資産収入が11.5%, 他の公費負担が5.0%, その他が3.8%となっている。過去の動向からみて財源構成に特に大きな変化はみられない。

社会保障に係る公費の負担は約24%と近年安定しているが, 長期的にみると主に国庫負担割合の低下により低下傾向にある。(「表2-1 社会保障財源の項目別推移」を参照)

表2-1 つづき

年度	被保険者支出：割合	事業主支出：割合	公費負担：割合	割合			資産収入：割合	その他：割合	合計	国内総生産：GDP デフレーター
				国庫負担：割合	他の公費：割合	その他の公費：割合				
60 (1985)	131,583	27.1	144,365	29.7	138,056	28.4	117,880	24.3	20,177	4.2
1986	136,729	26.7	155,066	30.3	142,982	27.9	119,920	23.4	23,061	4.5
1987	143,348	26.9	161,276	30.2	145,319	27.2	121,474	22.8	23,845	4.5
1988	151,122	26.4	171,710	30.0	162,896	28.4	137,404	24.0	25,492	4.4
平成元	163,037	27.0	188,137	31.2	153,183	25.4	127,420	21.1	25,763	4.3
1990	184,985	27.9	210,210	31.7	161,971	24.4	134,559	20.3	27,412	4.1
1991	200,293	28.3	224,395	31.7	170,281	24.1	141,105	19.9	29,176	4.1
1992	208,474	28.2	234,789	31.8	180,756	24.5	147,353	19.9	33,403	4.5
1993	216,892	28.2	242,599	31.6	188,313	24.5	153,400	20.0	34,913	4.5
1994	225,468	28.3	249,454	31.4	194,761	24.5	156,930	19.7	37,831	4.8
7 (1995)	244,146	28.7	268,075	31.5	207,899	24.4	165,680	19.5	42,218	5.0

(注) 1. 社会保障財源は、ILO 基準に基づく分類(他制度からの移転を除く部分)に従い、年次別に掲載したものである。但し、「社会保障特別税」は我が国では存在しないため表示していない。

2. 公費負担とは「国庫負担」と「他の公費」の合計である。また、「他の公費」とは地方自治体の負担を示す。

3. 国内総生産と GDP の出所は表1-1(資料)と同じ。

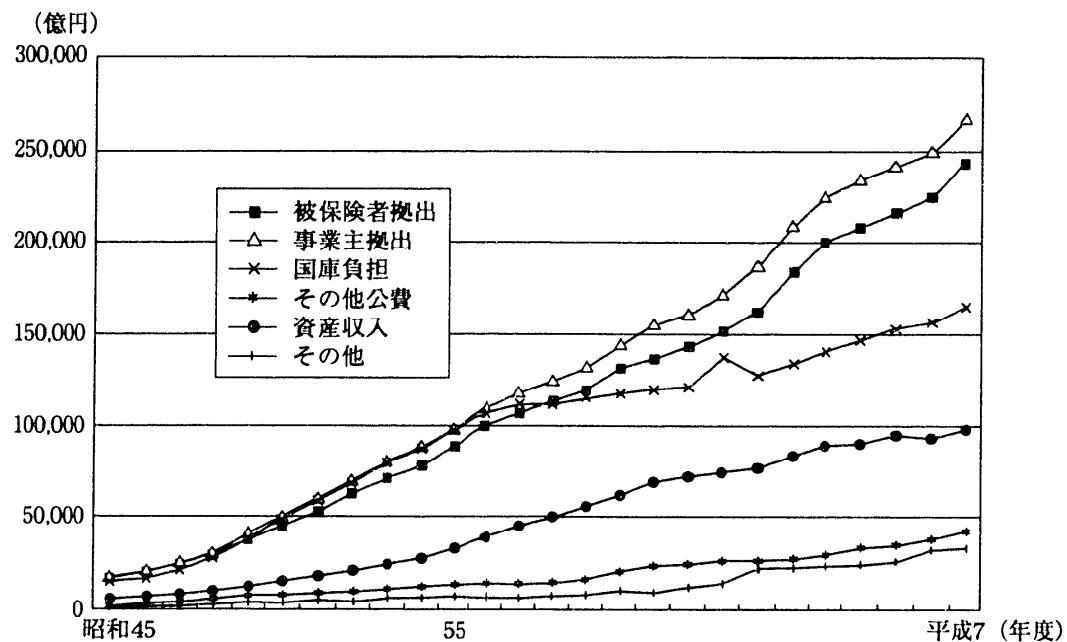


図2-1 財源別社会保障収入の年次推移

◆参考 国際比較

国際比較表1 社会保障給付費、租税・社会保障負担率等の国際比較 (単位: %)

国名	社会保障給付費 の対国民所得比 1993年度	老人人口比率 (65歳以上 人口比率) 1993年	租税・社会保障負担の 対国民所得比(1993年)		
			租税負担	社会保障負担	計
日本	15.2	13.5	24.4	12.1	36.5
	1995年度	17.0	14.5	23.3	36.7
アメリカ	19.4*	12.6	25.9	10.6	36.5
イギリス	27.2	15.7	36.0	10.2	46.2
ドイツ	33.4	15.6	31.3	24.9	56.2
フランス	37.7	14.6	33.3	29.0	62.3
スウェーデン	53.4	17.6	50.5	19.9	70.4

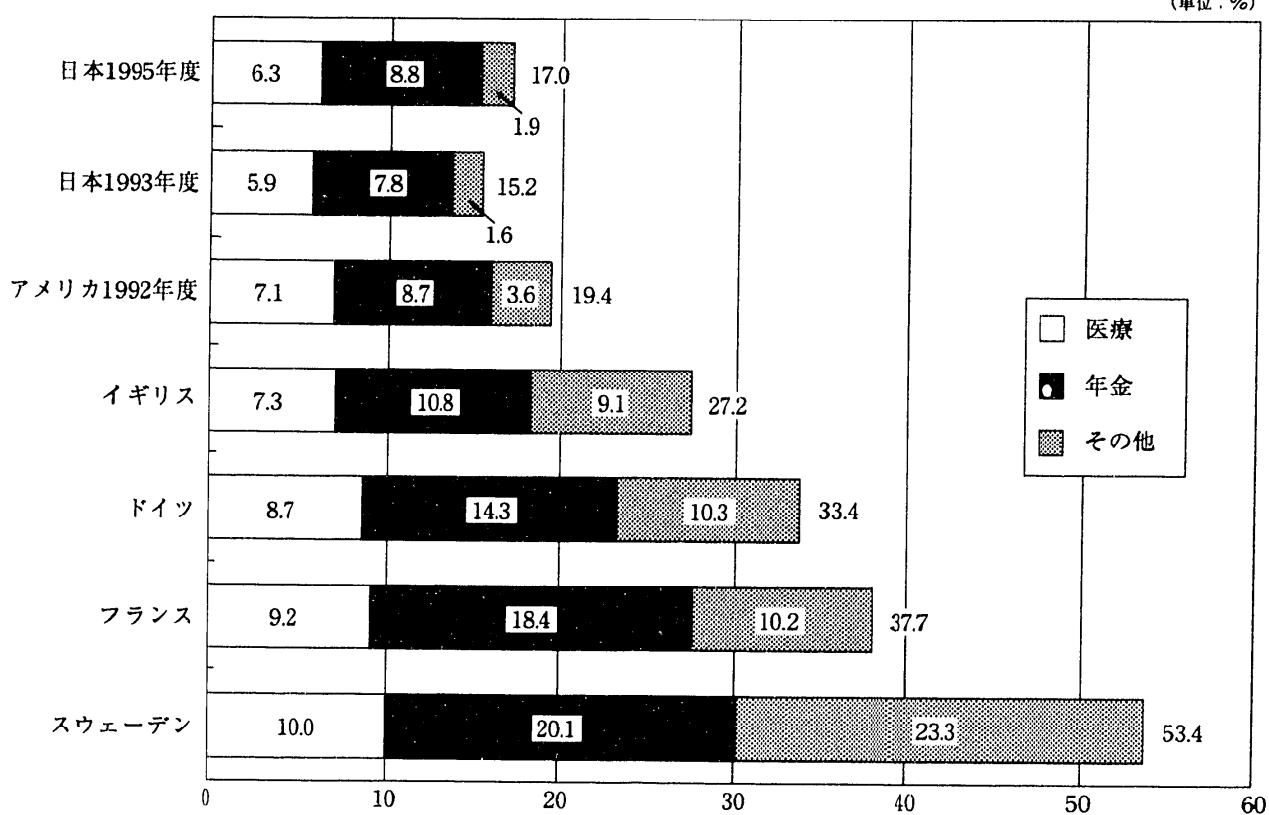
(注) 1. 社会保障給付費は ILO 基準による。

2. アメリカの社会保障給付費については、データが作成されていないため、参考に 1992 年度の数値を掲げた (*)。

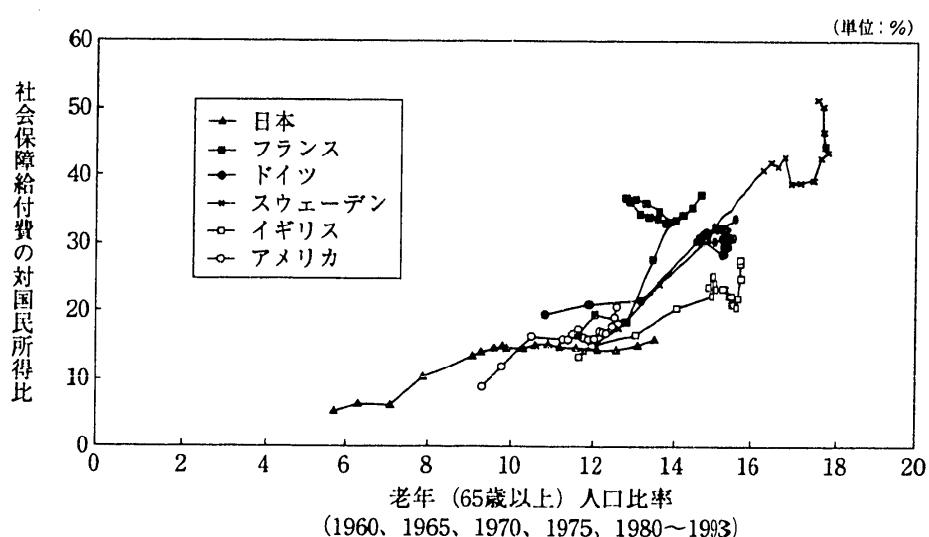
3. 租税・社会保障負担の対国民所得比は、日本については年度、諸外国は暦年である。

(資料) 諸外国の国民所得は OECD (1996) "National Accounts", 老年人口比率は OECD (1996) "Labour Force Statistics", 租税・社会保障負担の対国民所得比は財政調査会 (1997) [平成9年度予算の話] による。

(単位: %)



国際比較図1 社会保険給付費(対国民所得比)の部門別構成割合の国際比較(1993年度)



(注) 1. ドイツについては、1990年までは旧西ドイツ、1991年からは統一ドイツの数値である。
2. アメリカについては、1960年および1993年のデータが入手不能。

国際比較図2 老年(65歳以上)人口比率と社会保険給付費(対国民所得比)の国際比較

社会保障費 国際比較基礎データ

勝又幸子
山田篤裕

ここに掲載する各国の社会保障費統計は、平成7年度社会保障費（『季刊社会保障研究』第33巻第3号）の◆参考 国際比較（335～338頁）として示した内容の基礎となったデータである。

日本の社会保障費統計がILO基準により推計したものであるため、費用の定義の統一と計数の比較妥当性を考慮して諸外国についてもILO基準で推計されたものを使っている。ILOは各国から収集したデータを従来3年に一度 *The Cost of Social Security Basic Table*として刊行してきた。だが、1986年を最後に印刷媒体の更新をおこなっていない。近年開設されたILOのホームページ¹⁾に1990～1993年までのデータが公開されているが、ここに公開したデータは、国立社会保障・人口問題研究所が各国の協力を得て独自に入手したものであり、ILOのホームページの数値とはかならずしも一致しない。その原因はいくつか考えられるが、各国とも新しい推計結果とともに過去のデータの遡及をおこなうことがあること、また各国が提出した数値をILO事務局が独自の判断で改訂することがあることが指摘できる。後者については、日本の例が挙げられる。ILO公表統計では、日本のデータから Public Health（公衆衛生）が削除されている。Public Healthは、公費負担医療などの社会保障制度なので、ILO基準の社会保

障費に含まれるにもかかわらず、ILOがこれを削除してきたことに対する再三訂正の要求を出してきた。現在 ILO 本部において、基準の見直し作業が進んでいるとの情報を得ているので、機会を捉えて日本データの改訂を要請したいと考えている。

なお、ここに示した3費用区分（医療・年金・その他）は ILO の区分ではなく当研究所が独自に定義している。各国データからの計算方法については、「社会保障費統計の仕組みと概要」²⁾を参照していただきたい。

注

- 1) <http://www.unicc.org/ilo/public/english/110secso/css/cssindex.htm>
- 2) 平成9年 国立社会保障・人口問題研究所 研究報告 No. 9701

参考文献

- 勝又幸子 「社会保障費の国際比較—ILO公表統計を使った国際比較の留意点と課題ー」『季刊社会保障研究』第28巻3号、1992年
『社会保障費統計の仕組みと概要』国立社会保障・人口問題研究所 研究報告 No. 9701、1997年
「平成7年度社会保障費」『季刊社会保障研究』第33巻第3号、1997年
(かつまた・ゆきこ やまだ・あつひろ
国立社会保障・人口問題研究所)

表1 諸外国の社会保障給付費の推移

(単位：日本のみ10億円、他は100万各国通貨単位)

	日本	フランス	ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ
1957	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1960	655	37,666	44,309	7,722	2,633	31,843
1963	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1965	1,604	72,013	72,208	15,054	4,165	44,958
1966	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1970	3,524	110,601	108,920	31,410	6,582	87,544
1971	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1974	9,022	245,062	193,041	59,599	9,692	153,631
1975	11,772	304,003	233,318	73,799	16,945	190,016
1977	16,878	421,289	268,525	104,368	23,374	244,488
1980	24,763	703,154	342,177	163,117	39,688	316,684
1981	27,553	827,621	370,142	183,159	47,548	354,085
1982	30,088	977,602	387,648	198,270	53,885	392,700
1983	31,965	1,100,209	395,760	229,495	58,289	432,879
1984	33,628	1,200,483	411,198	232,497	59,178	444,662
1985	35,668	1,282,461	423,858	253,828	64,158	476,296
1986	38,582	1,310,835	439,058	280,081	69,141	504,468
1987	40,659	1,362,091	459,920	328,065	72,792	568,616
1988	42,449	1,452,758	484,956	366,415	76,436	603,332
1989	44,871	1,535,620	493,084	401,631	81,339	645,006
1990	47,205	1,632,697	520,596	452,100	91,225	719,720
1991	50,120	1,742,801	660,785	505,487	108,268	807,869
1992	53,816	1,850,907	746,428	545,918	123,112	906,195
1993	56,798	1,973,922	799,688	557,135	132,646	
1994	60,466	2,037,858				
1995	64,726					

注：ドイツについては、1990年度までは旧西ドイツ、それ以降は統一ドイツ。

表3 諸外国の年金給付費の推移

(単位:日本のみ10億円、他は100万各国通貨単位)

	日本	フランス	ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ
1957	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1960	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1963	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1965	351	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1966	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1970	855	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1971	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1974	2,671	182,977	103,923	30,950	4,051	80,514
1975	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1977	6,599	315,534	143,348	36,967	8,197	122,131
1980	10,471	547,645	166,171	64,064	16,415	169,915
1981	12,062	n.a.	173,384	72,996	19,233	199,755
1982	13,360	n.a.	182,467	78,845	21,542	221,078
1983	14,432	n.a.	188,621	90,001	23,505	239,606
1984	15,475	480,153	198,682	81,472	25,347	252,463
1985	16,915	518,866	205,050	90,555	27,790	267,808
1986	18,786	545,910	210,635	100,164	29,651	281,310
1987	20,011	667,504	219,288	109,291	31,267	294,561
1988	21,070	713,984	228,831	120,099	32,441	311,534
1989	22,565	751,395	238,840	150,641	35,576	330,792
1990	24,065	800,698	250,130	164,293	40,044	354,405
1991	25,637	852,075	294,599	183,543	45,679	375,567
1992	27,401	906,276	323,415	222,546	49,814	407,309
1993	29,038	960,661	343,458	209,760	52,804	
1994	31,008	995,290				
1995	33,499					

注:ここで年金給付費としているのは、年金制度で現金給付として支給されている費用である。老齢年金給付以外にも、遺族年金給付、障害年金給付なども含まれる。また、一時金として支払われる給付も含む。

表4 脇外国のその他の給付の推移

(単位：日本のみ10億円、他は100万各國通貨単位)

	日本	フランス	ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ
1957	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1960	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1963	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1965	339	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1966	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1970	593	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1971	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1974	1,636	n.a.	31,813	10,563	2,935	36,502
1975	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1977	2,681	n.a.	47,869	36,137	9,423	62,560
1980	3,599	n.a.	88,744	60,229	12,148	57,275
1981	4,009	630,048	101,562	66,109	16,017	56,792
1982	4,345	744,658	108,526	71,997	18,937	62,346
1983	4,465	842,536	105,886	81,489	20,521	62,806
1984	4,622	417,017	105,741	88,351	18,744	52,449
1985	4,505	442,681	106,047	97,008	20,280	50,711
1986	4,679	430,170	109,873	111,085	21,959	87,949
1987	4,744	372,525	117,239	122,545	22,173	82,805
1988	4,738	356,544	123,017	143,680	22,530	83,971
1989	4,809	407,312	125,111	143,975	23,111	88,072
1990	4,790	429,805	130,192	167,068	25,505	152,788
1991	5,007	465,106	187,500	196,824	32,976	181,613
1992	5,476	490,615	217,477	217,662	40,047	168,342
1993	5,954	534,663	247,421	243,072	44,374	
1994	6,585	550,267				
1995	7,169					

注：ここでその他給付費の範囲は、給付費総額（表1）から医療給付費（表2）と年金給付費（表3）を控除した残余である。実態としては、サービス提供の形態をとる社会福祉施策や年金以外の所得保障目的で支給される現金（失業手当や傷病手当金等）を含む。

表7 諸外国の国民所得（要素所得表示）の推移

(単位：日本のみ1億円、他は100万各国通貨単位)

	日本	フランス	ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ
1960	134,967	230,838	240,110	58,104	21,357	n.a.
1965	268,270	380,794	358,450	88,903	29,465	558,406
1970	610,297	621,428	530,400	135,561	41,377	805,987
1975	1,239,907	1,129,029	800,570	237,021	87,920	1,249,234
1976	1,403,972	1,298,048	878,240	268,824	102,515	1,388,131
1977	1,557,032	1,475,227	933,700	288,742	117,612	1,556,128
1978	1,717,785	1,670,678	1,007,150	326,300	136,140	1,757,387
1979	1,822,066	1,885,603	1,084,000	368,651	157,615	1,969,089
1980	1,995,902	2,117,744	1,139,580	414,976	177,107	2,139,538
1981	2,097,489	2,387,700	1,179,810	446,005	192,402	2,356,096
1982	2,193,917	2,710,523	1,214,180	485,330	210,945	2,468,902
1983	2,308,057	2,980,223	1,278,100	532,897	231,095	2,639,997
1984	2,436,089	3,231,856	1,347,130	591,159	249,580	2,929,759
1985	2,602,784	3,485,188	1,406,770	637,068	271,551	3,158,547
1986	2,711,297	3,793,150	1,497,550	697,467	291,435	3,336,442
1987	2,838,955	3,983,265	1,550,000	750,424	320,796	3,545,765
1988	3,013,800	4,250,860	1,635,540	817,303	355,489	3,828,944
1989	3,221,436	4,576,841	1,738,100	899,512	389,215	4,111,131
1990	3,457,391	4,801,501	1,892,200	970,235	414,742	4,357,275
1991	3,630,542	5,006,724	2,226,810	1,030,231	432,801	4,492,075
1992	3,690,881	5,174,518	2,370,070	1,038,963	459,935	4,677,575
1993	3,724,645	5,229,758	2,396,420	1,043,191	487,080	4,950,450
1994	3,730,348	5,451,664	2,501,330	1,118,851	514,397	5,240,275
1995	3,797,201	5,683,746	2,620,010	1,217,759		5,504,725

注：要素所得表示の国民所得とは、国民純生産（市場価格表示の国民所得）から間接税を控除し、補助金の額を加えて算出する。

出所：日本は平成9年度版『国民経済計算年報』（経済企画庁）、その他の国については、National Accounts (OECD 1997)。

